

国税だより

●令和7年分確定申告の期限内納付と振替期日

令和7年分確定申告の納付期限は以下のとおりですので、期限内の納付をお願いします。

「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税(個人事業者)」の納税は、一度届け出をすれば、翌年以降も自動で金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、是非ご利用ください。

【令和7年分確定申告の納付期限と振替納税の振替日】

税 目	納付期限	振替納税の振替日
申告所得税及び復興特別所得税	令和8年3月16日(月)	令和8年4月23日(木)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	令和8年3月31日(火)	令和8年4月30日(木)

詳しくは、こちらの二次元コード又は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。



ご不明な点がありましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

【国税相談専用ダイヤル】0570-00-5901 ※ナビダイヤル

●贈与と税金

令和7年中に個人から贈与により取得した財産の価額の合計額が110万円を超える方は、令和8年3月16日(月)までに贈与税の申告と納税が必要です。

なお、相続時精算課税を選択した受贈者が特定贈与者から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税については、贈与税の課税価格から相続時精算課税に係る基礎控除額110万円が控除されます。

このほか、暦年課税制度や相続時精算課税制度、住宅取得等資金の非課税制度の特例など、詳細については国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>又は [国税庁](#) [検索](#))をご覧ください。

令和7年分の贈与税の申告書は、スマホから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成・送信することができますので、是非ご利用ください。

●譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

熊本国税局ホームページには、令和7年分の譲渡所得(土地・建物)及び贈与税の主な特例の適用要件や必要書類を確認できるチェックシートを掲載しておりますので、是非ご覧ください。

また、譲渡所得(土地・建物)の申告の場合に添付が必要となる「譲渡所得の内訳書」についても記載例を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

*主な特例のチェックシート
・マイホームを売却した場合の特例
・住宅取得等資金の贈与税の特例

【掲載場所】熊本国税局ホームページ([熊本国税局ホームページ](#) [検索](#))>新着情報
>譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

令和7年分の譲渡所得及び贈与税の申告書は、スマホから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成・送信することができますので、是非ご利用ください。

税務署(☎ 099-482-0007)※自動音声案内